

築上町告示第105号

令和2年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年9月3日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○9月8日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和2年9月3日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
 - 報告第5号 令和元年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第6号 令和元年度資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第63号 令和2年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第5 議案第64号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第65号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 認定第1号 令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第67号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第68号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第69号 工事請負契約の締結について
日程第20 議案第70号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 ①議長の報告（提出された案件等の報告）
 ②町長の報告
 報告第5号 令和元年度健全化判断比率の報告について
 報告第6号 令和元年度資金不足比率の報告について
日程第4 議案第63号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
日程第5 議案第64号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第6 議案第65号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第7 認定第1号 令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第2号 令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9 認定第3号 令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第4号 令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第5号 令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第6号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第7号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第8号 令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第9号 令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 議案第66号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第67号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第68号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第69号 工事請負契約の締結について

日程第20 議案第70号 工事請負契約の締結について

出席議員 (14名)

1番	吉原 秀樹君	2番	江本 守君
3番	池永 巖君	4番	鞆野 希昭君
5番	工藤 久司君	6番	北代 恵君
7番	宗 晶子君	8番	丸山 年弘君
9番	信田 博見君	10番	田原 宗憲君
11番	塩田 文男君	12番	武道 修司君
13番	池亀 豊君	14番	田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長		永野 賀子君	
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	桑野 智君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君

生涯学習課長 …………… 古市 照雄君 代表監査委員 …………… 尾座本雅光君
監査事務局長 …………… 横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第3回築上町議会を開会いたします。

新川町長から行政報告も申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。台風9号、そんなに影響がなくて、本町のほうはよかったです。

しかし、九州の東側のやっぱり大分ひどかったようでございますけれど。しかし、台風10号のほうで直撃じゃないかという予報が出ておりますし、6日の夜から7日にかけてというふうな、一応予報が出ております。今回、次の10号については非常に警戒をしていかなければ、大きな台風だというふうに言われておりますので、警戒を強めてもらいたいと思っておりますのでございます。

さて、コロナでございませけれども、本町では3名の陽性者が出たということでございませけれども、9月1日にみやこ町の職員のほうが、上下水道課の職員30代ということで陽性だったということで、自宅療養をやっているという報道がっております。本町におきましても、なお一層の警戒をしながら、感染者を出さないようにというふうなことで、まだまだ頑張っていかなきゃいかんかなと思っておりますのでございます。

それから、先の7月の豪雨で非常に県内のほうが大きな災害を見舞われました。大牟田、久留米ということで。非常に大牟田市のほうが被害がひどく、職員の応援体制を県の町村会に求めてまいりまして、本町から相良優文君、一応派遣を9月1日付でしました。期間が、長丁場になりますけれども9月から来年の3月まで、7か月間という長い、あと相良君は、建設課において災害事務をこなしてきたり、いろいろそういうノウハウを持っておりますので、さらにまた勉強して、もし万が一、本町にそういう事態が起こったときは率先して陣頭に立ってもらいたいというふうなことから、本人も快く派遣に応じていただいたということでございませので、御報告を申し上げます。

それからあと、京築広域圏の問題でございませけれども、今、広域圏では消防事務と、行橋、京都地区ではメディカルということで休日急患センター、夜間のですか、そういうことで一応2つの事業を行っておりますけれども、広域圏ではこれを分割した形で事業をやったほうがいいんではなかろうかということで、さきの臨時会では、一応そういう意見で一致したところでござ

います。県とも相談しながら、そしてまた広域圏議会、それから加盟団体の議会等々、検討していただきながら分割をやっているのではないかとということで、先般、広域の議会で提案を申し上げたところでございます。

それからあと、もう一点はビーチサッカーということで、以前はドルソーレ北九州と言っていますけれど、改名をいたしましてドルソーレ行橋というチームで、以前は本町出身の大場選手という選手がおられて、現在は移籍をして日本のプロチームのほうに移籍していらっしゃるというふうな状況でございますけど、当時、彼が在籍した当時、世界第4位という実績を誇っているドルソーレでございます。そこと築上町がフレンドシップ協定ということで、町のイベント、それからサッカーチームの指導ということで来ていただけると。町のほうもドルソーレを支援をしようというようなことで協定を、先の8月28日の日に締結をいたしたところでございます。そしてまだ、今非常にサッカーの2部リーグのほうでクラブアンツ北九州、こことはもう既に、これはフレンドリータウンの協定というふうなことで結んで、何回か本町にもイベントに来ていただいたり、子供の指導ということに来ていただいておりますが、2つのサッカーチームとそういう協定を結んでおるということを御報告を申し上げたいと思います。

あと、本定例会に提案している案件は、報告が2件、それから補正予算が3件、あと決算の認定が9件と。そしてあと条例改正案が3件と、この条例改正案では新庁舎建設に伴う課等設置条例の一応議案を提案させていただいているところでございます。

それからあと、当時の請負契約の案件が2件ということで、そういうことで議案として提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、塩田文男議員、13番、池亀豊議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。はい、塩田委員長。

○**議会運営委員長（塩田 文男君）** 議会運営委員会の報告をいたします。

8月31日、議会運営委員会を開催し、お手元の配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月3日（木曜日）の、本日は本会議の議案の上程、なお、議案第69号から70号の契約案件については本日、即決することとして協議しました。

9月4日（金曜日）は、考案日とします。

9月5日（土曜日）、6日（日曜日）は、休会とします。

9月7日（月曜日）は、本会議で、議案に対する質疑と委員会付託とします。

9月8日（火曜日）は、考案日です。

9月9日（水曜日）と10日（木曜日）は、本会議で一般質問とします。

9月11日（金曜日）は、一般質問の予備日とします。

9月12日（土曜日）、13日（日曜日）は、休会とします。

9月14日（月曜日）は、厚生文教常任委員会とします。

9月15日（火曜日）は、総務産業建設常任委員会といたします。

9月16日（水曜日）は、委員会予備日とします。

9月17日（木曜日）は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、厚生文教常任委員会、総務産業常任委員会については、コロナウイルス感染症拡大防止による密集を避けるため、築城支所2階の第4、第5会議室で行います。

一般質問については9名の通告があり、9日に5名、10日に4名とします。

また、所管外の議案質疑の要望の締め切りについては、9月8日正午までとします。

以上、会期は本日から9月17日までの15日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

なお、9月6日日曜日から7日月曜日にかけて、台風10号の影響が予想されるため、本日議会運営委員会を開催し、9月7日の月曜日の議案質疑については台風の影響によっては、開始時間を変更するか、もしくは9月8日の水曜日の翌日に順延することとし、変更の判断については、9月7日の月曜日朝8時30分とすることで協議いたしましたので御報告いたします。

なお、台風の影響でもし築上町に災害等発生となった場合には、大幅に会期の変更もあり得るということで協議しましたので御報告いたしました。

以上です。

○**議長（武道 修司君）** お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日9月3日から17日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月17日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付されていますように、議案第63号ほか16件です。ほかに例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。報告第5号令和元年度健全化判断比率の報告についてから、報告第6号令和元年度資金不足比率の報告についてまでを一括して報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて、報告の内容の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 報告第5号令和元年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第6号令和元年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第5号ですが、令和元年度の健全化判断比率の報告でございます。健全化判断比率は、4つの指標でございますけれども、1番目が実質赤字比率、これはございません。2番目の連結実質赤字比率、これも現在ございません。3番目、実質公債費率につきましては、現在8.0%、それから4番目の将来負担比率、これにおきましては30.5%となっておりますのでございます。

次に、報告第6号令和元年度資金不足比率の報告でございますけれども、令和元年度の決算においては、水道事業会計及び下水道会計の資金不足比率は比率がございません。

以上で、2つの報告を終わらせていただきます。

○議長（武道 修司君） 報告が終わりました。

議事に入ります。

日程第4. 議案第63号

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第65号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第4、議案第63号令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第6、議案第65号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第65号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） **議案第63号**令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

議案第64号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第65号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月3日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第63号は、平成2年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額166億4,012万2,000円に3億4,502万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を169億8,514万7,000円と定めるものでございます。

予算の主なものは、歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億268万5,000円、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金450万円、公立学校情報機器整備費補助金2,421万円、あと普通交付税を1億3,798万7,000円、歳入を組んでおります。

歳出は、その歳入に基づきまして、新型コロナウイルス関係で学生生活応援給付金事業7,395万4,000円、これにつきましては、大学生、高校生に給付金を大学生10万円、高校生5万円を支給しようという予算でございます。

それから、新しい生活様式対応事業所支援事業8,000万円、これについては、町内の事業

者に対して、コロナ対策で事業所の改造等々を行った場合に、20万円を限度に一応支援をしていこうということで、予算化させていただいております。

そのほかの事業で、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金事業ということで若干、3億ある中の分を、町で今まで対応してきた一般財源で対応しておりますものを財源充当できるというようなことで、財源充当も3億200万の中からさせていただいております。

それから、学校関係につきましては、小学校のICT環境整備にかかる事業であります。これ小中学校ですね、両方とも。それから、特定防衛周辺調整交付金でございますけれども、文化財保護費ということで一応205万6,000円ほど費用を出していただこうと。

それから、社会体育施設整備費、これも289万7,000円ほど出していただく。これが議案第63号の主な一応費用でございます。

次に、議案第64号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、本予算案は既定の歳入歳出予算の総額21億6,224万6,000円に63万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,288万5,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係るもの、税制改正に伴う電算システムの改修費用に係るものが主なものでございます。

歳入の主なものは、税が1,675万5,000円を減額、一応歳入については減額すると。国庫支出金が1,675万5,000円、一応この減額分が充てられるというふうに想定しております。県支出金が63万8,000円の増額としているということで、これは電算システムの委託料の更新の手続き料でございます。

以上が、国保の分でございます。

次に、議案第65号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、本予算案は既定の歳入歳出予算の総額3億5,802万7,000円に83万6,000円を追加いたしまして、3億5,886万3,000円を歳入歳出予算の総額といたします。

補正の主なものは、税制度改正に伴う電算システムの改修費用でございます。歳入については、国庫補助金83万6,000円、歳出は、先ほど申した電算費用の83万6,000円の増額でございます。

3件とも、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第 9. 認定第 3 号

日程第 10. 認定第 4 号

日程第 11. 認定第 5 号

日程第 12. 認定第 6 号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

日程第 15. 認定第 9 号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 7、認定第 1 号令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算に認定についてから、日程第 15、認定第 9 号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 9 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **認定第 1 号**令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第 2 号令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第 3 号令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第 4 号令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第 5 号令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第6号令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第7号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第8号令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 認定第1号は、令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が131億342万3,226円でございます。歳出総額が121億5,981万2,300円でございます。歳入歳出差し引き額は9億4,361万926円の黒字となっております。この中から翌年度へ繰り越す一般財源は1億3,550万5,000円でございます。ということで、実質収支額は、この繰り越す額を控除いたしまして8億810万5,926円となります。単年度収支は、繰越金ですか、それがだんだん少なくなってきておりますので、3億5,346万5,357円だけ一応、昨年の額とは少なくなっております。そういうことで、実質単年度収支は3億4,360万4,727円となるところでございます。

なお、主要な施策につきましては、決算付属資料等に掲載しておりますので、よろしく御覧いただいて、御検討いただきたいと思います。

次に、認定第2号令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が3,221万7,539円、歳出総額が1億8,677万2,456円、歳入歳出差し引きが1億5,455万4,917円の赤字となっております。この不足額は令和2年度の、一応収入を見込んで充てて、繰り上げ充用をさせていただいたところでございます。この会計も非常に厳しい会計でございますけれども、着実に赤字額は減ってきておるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第3号令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本認定は歳入総額が423万7,287円、歳出総額が200万2,150円でございます。

歳入歳出差し引き額は223万5,137円となっております。

次に、認定第4号令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が5万円、歳出総額はゼロ、歳入歳出差し引き額は5万円です。本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業貸付金の返済回収を行っておりますが、なかなかまだ、返済というのがうまく返済されていないということで滞納金額が1,283万4,472円でございます。

次に、認定第5号令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額は220万5,092円でございます。歳出の総額が207万577円ということで、歳入歳出差し引き額が13万5,035円となっております。

次に、認定第6号令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額は22億1,826万1,288円、歳出総額が21億4,624万4,747円ということで、歳入歳出差し引き額が7,201万6,541円でございます。非常にこの会計黒字になってきておりますが、国からの交付金等々があるんで、あと精算がまたありますんで、これについてはこのとおりにいくかどうかというのは、ちょっとまだ精算額を見なければわからないというのが現状でございますが、今まで赤字であった国保会計が黒字になってきたということで、良好な形にはなっているところでございます。

認定第7号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本会計につきましては、歳入総額は3億4,214万6,562円、歳出総額が3億2,959万8,816円ということで、歳入歳出差し引き額は1,254万7,746円でございますが、この会計は主に保険料を収納して、県の広域連合に納める会計でございます。

次に、認定第8号令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、本決算は収益的収支の総額が、総収益43億215万6,542円、総費用が3億5,637万2,842円でございますが。当年度純利益が7,578万3,700円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入1億2,005万9,000円でございます。総支出が1億5,871万1,001円となっており、不足額3,865万2,001円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をいたしているところで、なお、この会計は町からの伊良原ダムの開設に伴いまして、水の余剰分は町の補助金で一応いただいているところであります。

それから、認定第9号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。本決算は、収益的収支の総額が56億5,083万8,431円、総費用、失礼しました、ちょっと51億じゃございません、総収益が5億6,588万431円、総費用が5億1,322万6,673円でございます。当年度純利益は5,261万1,758円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入が3億9,301万5,000円、総支出額が5億1,699万254円となっており、不足額1億2,397万5,254円となっており、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしておるところでございます。

以上、9つの決算認定議案でございます。よろしく御審議をいただきながら、決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） ここで、代表監査委員に決算の監査の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いいたします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） それでは、令和元年度の築上町各会計の歳入歳出決算の監査報告をさせていただきます。申し遅れましてすいません、名前を述べます。代表監査委員の尾座本です。築上町の令和元年度の決算における審査を、7月の8日から8月の4日にかけて、町監査事務局へ丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果につきまして御報告申し上げます。

令和元年度の一般会計と特別会計ですけども、総決算額は歳入が157億254万994円となっています。歳出は148億2,650万526円となっており、実質収支は7億4,053万5,468円の黒字であります。単年度収支、実施単年度収支ともに前年度と比較するとマイナスとなっています。このマイナスの要因といたしましては、電算機器及びそれに伴うシステムの更新や老朽化した施設の解体費用が挙げられます。

令和元年度の決算統計調査では、経常収支比率が98.6%、対前年度より1.5%の悪化となっていますが、財政力指数は、前年度と変わらず0.34となっています。また、一般会計、国民健康保険特別会計においても、それぞれ不納欠損処理が行われており、負担の公平性の観点から見ますと、慎重にかつ適切な取り扱いを求めるものであります。

今後、新型コロナウイルスの感染が長引けば、イベントや営業活動などの縮小により、経済活動など低迷し、財源である税収が落ち込み、国、地方とともに財政的に厳しい状況になることが懸念されております。事業等を行うに当たっては、その必要性や重要性などを十分検討し、必要なものとそうでないものを整理し、効率的な予算配分とさらなる財源確保に努力していただきたいと思っております。

次に、水道事業会計の決算の報告であります。

総収益は4億3,215万6,542円となり、当年度純利益額が7,578万3,700円となっています。前年度の純利益額と比較すると3,066万5,331円の増となっております。また、収益の根幹となる、本年度有収率は82.2%で、前年度より2.1%減少していますが、これは令和元年5月の30日に発生した東築城地区の火災で消防用水として使用したことが原因であると考えられます。

水道水は、生活用水とともに欠かせないものであり、今後とも安定した供給を維持していくためにも、財源をどう確保し費用や給水原価をいかにおさえるかを常に心がけながら、より一層運営に努力されるよう要望します。

引き続きまして、次に下水道事業会計の決算の報告をいたします。

総収益は5億6,583万8,431円となり、当年度純利益額は5,261万1,758円であります。前年度純利益額と比較すると2,431万8,083円の増となっています。運営のほとんどは補助金でなりたっているのが現状ですが、より一層収益率の向上を目指すとともに、汚水処理経費を抑制することに取り組んでいただきたいと思います。

それから最後に、令和元年度の監査の指摘事項として、単なる書類の記入漏れや記入の間違いなど軽微なものにつきましては、その都度指摘をいたしていますが、今回は特に企画振興課での未契約や未払い、それからは書類偽造などの不祥事がありましたので、再びそういうことのないように各部署においても気を引き締め、緊張感を持って業務執行に励んでいただきたいと思いますという意見を意見として、改めて申し上げます。

以上をもちまして、監査報告といたします。

○議長（武道 修司君） 御苦労さまでした。以上で、監査報告を終わります。

日程第16. 議案第66号

日程第17. 議案第67号

日程第18. 議案第68号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第16、議案第66号築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18、議案第68号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって議案第66号から議案第68号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第66号**築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第67号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第68号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別

紙のとおり提出する。

令和2年9月3日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第66号は、築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定で、本案は役場新庁舎の供用開始にあたり、課の統廃合など行政組織を変更いたします。築上町課等設置条例ほか7条例を改正する必要がございます。この7条例は、課の所管替え等によって管理する部署が今度移動しますので、その関連条例でございます。

以上は、課等設置条例等の議案でございます。

それから次に、議案第67号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、築上町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。一応変更内容は、報酬金額は一律3,000円となっておりますが、他のいろんな計画策定委員会との整合性を図るため、学識経験者を1万円とし、他の委員を3,000円とするものです。

次に、議案第68号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定で、本条例案は、令和元年度に築上町寒田生活改善センターの解体を行ったため、築上町集落センター条例の一部を改正する必要になりました。解体したために、寒田生活改善センターのものを除外するものでございます。

以上、3件条例案でございます。ぜひ、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いします。

日程第19. 議案第69号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第19、議案第69号工事請負契約の締結についてから、日程第20、議案第70号工事請負契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第70号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第19、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第69号工事請負契約の締結について、「町単独事業」日奈古54号線橋梁下部工（A2）工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第69号は、工事請負契約の締結でございます。

本工事請負契約の締結は、日奈古54号線橋梁下部工事のAの2の事業でございます。本請負契約は、令和2年8月17日に条件付一般競争入札を行った結果、7者の入札参加がございました。結果は、お手元に配付しておる別紙の結果表のとおりでございます。大浜建設工業株式会社が、消費税込みで6,127万円で落札して、現在、仮契約をいたしているものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択を願います。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今議会から、議案資料に入札告示を付けてくださいます、まず御礼申し上げます。入札告示の補足資料13ページを御覧ください。必要な要件として、土木一式工事に係る総合評定値（P）が800点以上であることと書かれております。この（P）を800点以上、総合評定値を800点以上にしたことに対しての理由等ございましたら、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 点数につきましては、前回の議会等で話したように、工事の内容、工事の請負金額、そして工事能力、工期等々、総合的に勘案してその点数を指名委員会で決めたということです。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 前回も似たようなお答えだったんですけども、総合的に勘案するための基準等は存在しているのでしょうか。あるのかないのか、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、申し上げたように工事の金額、内容、そして工期、その工事能力、どれくらいの点数の方が施工できるか、そしてあとは特定建設業の許可とか、いろんな諸要件を含めたところで総合的に指名委員会で決めていくということで、一つ一つについて、これについては点数幾らとかという根拠足るものはございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今のお話を聞くと、やはり基準がなくって、そのときの条件に合わせて指名委員会で決めているということですね。決めた内容は、もうちょっと詳しく教えていただければと思うんですけども、この工事についても、次の議案についても、否決するとかそういうつもりは全然ないんですが、今後、丁寧な説明を求めたいと思います。もしよかったら、もうちょっと丁寧に説明してくださいますでしょうか。総合的勘案するだけでは、やっぱりちょっと分かりにくいし、前回町長は執行権とおっしゃいましたが、執行権で決めることに対して

も説明責任というものは必ず伴うものだと思っております。議会にきちんとした説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 基準というものはございません。あくまでもここに条件があるように、参加形態はどうするのか、地域要件はどうなのか、建設許可は一般的なのか特定建設許可をするのか、そして必要な要件としては総合評定値が800点以上であること、そしてまた、これについては、あるから1から6まで。いろんな要件が定められております。これを一つ一つ、この工事は100点、この工事は200点、この工事は300点という答えというか、回答はどこの自治体もないと思います。それはもう工事の現場、一つ一つ内容が違ってきますので、そこはやっぱり総合的に判断するしかないなということで、あとはその工事の難しさというか、すぐできるのか、難しいのかどうかと、それは担当課長と現場に行って、現場を見て、それで総合的に決めるということ。

あとは、指名委員会委員長も長くやっていますので、そこは経験値で判断して行かざるを得ないのかなという思いがございませぬ。

○議長（武道 修司君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これですべて討論なしと認めます。

これより議案第69号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第69号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第70号

○議長（武道 修司君） 日程第20、議案第70号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第70号工事請負契約の締結について、「福岡県漁港等施設改修事業」西八田漁港築堤工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年9月3日提出、築上町長新川久三

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第70号も、これは工事請負契約の締結でございますが、西八田漁港の築堤工事でございます。

本議案は、令和2年の8月17日に条件付一般競争入札を行いました。その中で、2社の入札単価がございまして、結果は別紙入札結果のとおりでございます。大浜建設工業株式会社が、消費税込み7,092万8,000円で落札、仮契約を現在いたしておるところでございます。よろしく御審議をいただき、採決をお願いします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） ちょっと気になる点があるので、一点だけ聞きします。

地域要件が福岡県内になっています。そして、必要要件の中で（P）点が900点になっているのですが、69号に関しては地域要件が築上町内となっております。この案件に関しては福岡県内になっているんですが、これをもし築上町内になっていた場合の900点以上の業者が何者いたのか、それだけお聞きします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 本案件につきましては、マリン工事という形で考えております。そして、この地域要件が築上町じゃなくて福岡県となっているのは、やはりマリンの工事業者というのが、築上町内には想定される業者が少ない、まず考えられないだろうという形で、昨年度浚渫工事を行った、そういうああいうマリン業者を想定したところの、参考にして要件、建設許可、地域要件を決めたということです。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。先ほど、ちょっと副町長の答弁を補足をさせていただきます。

築上町内の業者で、土木の点数が900点以上ある業者につきましては、町内の業者は3業者のみとなっております。また、もう一つ条件としまして、同種工事を実施しているというところがございますので、港湾海上工事、この部分がちょっと実績では町のほうでは把握していないところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、議案第70号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第70号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（武道 修司君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時02分散会
